条第十一項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第十一項及び第二十三項」を「第十二項及び第二十四項」に改め、同項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に、「第四十九項」を「第五十項」に改め、同号ロ中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第七十条の七第一項に規定する同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　法第七十条の七第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）に対する同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るもの（以下この号において「免除対象贈与」という。）である場合　法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　贈与者

第四十条の八の二第一項を次のように改める。

法第七十条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始前において、同条第二項第一号に規定する認定承継会社（以下この条において「認定承継会社」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条において同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　当該相続の開始の直前（当該個人が当該相続の開始の直前において当該認定承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該個人及び当該個人と法第七十条の七の二第二項第三号ロに規定する特別の関係がある者の有する当該認定承継会社の同項第二号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社の法第七十条の七第二項第三号ハに規定する総株主等議決権数（第八項及び第十一項において「総株主等議決権数」という。）の百分の五十を超える数であること。

ロ　当該相続の開始の直前（当該個人が当該相続の開始の直前において当該認定承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該個人が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七の二第二項第三号ロに規定する特別の関係がある者（当該認定承継会社の同号に規定する経営承継相続人等（以下この条において「経営承継相続人等」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二　法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合　認定承継会社の非上場株式等を有していた個人

イ　当該認定承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている者

ロ　前条第一項第一号に定める者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該認定承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

ハ　前号に定める者から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

第四十条の八の二第二項中「。以下この条」の下に「及び第四十条の八の六」を加え、同条第三項の表中「相続税法第二十七条第一項」を「相続税の申告書」に、「相続税法第二十七条第二項」を「同法第二十七条第二項の規定による申告書」に「で当該」を「で当該相続税の申告書」に、「同法第二十七条第一項の規定による申告書（当該相続税の申告書の提出期限前に提出するものに限る。）」を「相続税の申告書」に、「）で」を「）で同条第二項の規定による申告書」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第五項、第六項、第十三項、第十四項第二号、第十七項、第十八項及び第二十項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第三号中「第七十条の七の十二第一項」を「第七十条の七の十六項第三号」に、「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十条の六の七第一項　調整前美術品猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予税額をいう。）

第四十条の八の二第二十一項及び第二十二項第一号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ロ中「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同項第三号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ロ中「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同項第四号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同項第五号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同号ロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同項第六号イ中「同項」を「第三十七項」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同項第七号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続時特例株式等」を「相続時対象株式等」に改め、同条第二十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二十六項第一号中「配当（」の下に「最初の」を、「開始」の下に「の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。次号及び第二十八項において同じ。）」を加え、同項第二号中「含み、」の下に「最初の」を、「開始」の下に「の時」を加え、同条第二十八項中「同条第一項」を「最初の同条第一項」に改め、同条第三十一項各号、第三十二項、第三十四項、第三十七項、第三十九項第二号及び第三号、第四十項、第四十一項並びに第四十二項第二号及び第三号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第四十三項中「起算して」を「同日以後」に、「死亡した場合には」を「死亡した場合において、当該期間内に経営報告基準日がないときは」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第四十四項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第四十六項中「第百二十八条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条第五十項及び第五十一項第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第五十七項中「それぞれ」の下に「最初の」を、「係る相続の開始の時」の下に「（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。以下この項及び第六十一項第一号において同じ。）」を加え、同条第六十一項第一号中「の割合（」の下に「最初の」を加え、「同条第一項」を「最初の同条第一項」に改め、同条第七十項中「特例株式等（特例非上場株式等」を「対象株式等（対象非上場株式等」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「当該特例株式等」を「当該対象株式等」に改め、同条第七十一項中「特例株式等」を「対象株式等」に、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「同条第一項」を「法第七十条の七第一項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「同項」を「同項又は法第七十条の七の五第一項」に、「同条第二項第三号」を「法第七十条の七第二項第三号」に改め、「経営承継受贈者」の下に「又は法第七十条の七の五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者」を加える。